

道の駅三芳村鄙の里交流センター内テナント募集要項

(地域食材提供施設店舗用)

株式会社ちば南房総

道の駅三芳村鄙の里の指定管理業務を市から受託している当社では、新たに道の駅三芳村鄙の里交流センター内の地域食材提供施設テナントを下記の通り募集いたします。

記

1 施設概要

- (1) 名称 道の駅三芳村鄙の里 (交流センター)
(2) 所在地 南房総市川田 8 2 - 2

2 テナント募集施設の概要

地域食材提供施設店舗

【レストラン形式】 面積 1 0 7 . 4 4 1 m²

<用途別面積内訳>

No	用途	面積 (m ²)
1	客席	3 6 . 2 5 0
2	カウンター・前室	2 2 . 0 6 6
3	厨房	3 1 . 7 5 0
4	休憩室	1 7 . 3 7 5

※添付資料 1 : 交流センター棟 地域食材提供施設レイアウト参照

※道の駅内のレイアウト変更に伴い、面積に変更が生じる場合があります。

【飲食及び喫茶形式】 面積 7 1 . 1 9 1 m²

<用途別面積内訳>

No	用途	面積 (m ²)
1	カウンター・前室	2 2 . 0 6 6
2	厨房	3 1 . 7 5 0
3	休憩室	1 7 . 3 7 5

※添付資料 2 : 交流センター棟 地域食材提供施設レイアウト参照

※道の駅内のレイアウト変更に伴い、面積に変更が生じる場合があります。

3 応募資格及び出店者に求める役割

- (1) 利用承認申請時点で安房郡市内に住所を有している個人又は法人 (本店又は主たる事務所)。

② 営業時間：9：00～17：00

設備メンテナンスによる臨時休業等、道の駅三芳村鄙の里の方針に従って頂きます。

(2) 店舗の名称

- ① 店舗の名称は出店者が自由に定めることができますが、あらかじめ弊社と協議していただき、当施設のイメージに合うよう要望いたします。

(3) 売上額の報告

- ① 道の駅三芳村鄙の里の指定した日に、売り上げデータを提出していただきます。

(4) 店舗使用の留意事項

- ① 出店者は店舗をその目的（利用承認時の業種）以外の用途に使用できません。
- ② 出店者は最善の管理・注意をもって当該施設を維持管理するものとします。
- ③ 出店者は利用承認に基づく権利の全部または、一部を第三者に譲渡、転貸、担保に供し、または営業を委託、若しくは名義貸し等をする事はできません。
- ④ 出店者は店舗の営業にあたり、関係法令を遵守しなければなりません。
また、出店にあたり出店者自ら営業に必要な許可等を受けなければなりません。
- ⑤ 安全管理・衛生管理等については弊社および営業に係る関係機関から是正の指示や、指導があった場合は速やかに対応しなければなりません。
- ⑥ 出店する施設の電気容量に上限がありますので、予めご相談の上、導入設備等のご検討をお願いします。
- ⑦ 出店者は接遇に関する研修ならびに従業員の教育をしなければなりません。
- ⑧ 出店者は施設利用者との間でトラブル等が発生した場合には、誠意をもって解決するよう努めなければなりません。また、弊社にその内容を書面で報告するとともに、事後の対応策等に関しても書面をもって報告しなければなりません。

(5) 損害賠償

- ① 出店者の責めに帰する理由により、当施設および店舗の全部または一部を焼失、または損傷した場合は出店者がその損害を賠償しなければなりません。
- ② 関係法令の遵守（この要項に定める事項を含む）、関係機関からの指示・指導及び利用許可を履行しないため損害を与えた場合は、出店者がその損害を賠償しなければなりません。
- ③ 出店者の故意・過失を問わず店舗利用者に食中毒、不良品の販売等による損害を与えた場合は、出店者がその損害を賠償しなければなりません。
- ④ 出店者の故意・過失により休業となった期間における弊社の損失については、保証していただきます。保証額については弊社と協議の上、決定します。

(6) 利用承認の取り消し及び変更

出店者が次の事項に該当した場合は利用承認期間内であっても、利用承認の取り消し、利用条件の変更または原状回復の義務が課せられる事があります。

その場合、出店者に損失が生じても弊社はその損失を補償いたしません。

- ・ 弊社との利用承認条件に違反した場合
- ・ 偽りその他不正な手段による利用承認の取り交わしが判明した場合
- ・ 店舗の売上額について虚偽の報告をした場合

- ・応募者の資格を満たしていない事が判明した場合
- ・法人、団体または個人にあってはその代表者および役員等が次の事項に該当する場合
（ 地方自治法施行令第167条の4に規定する条件に該当する場合。
会社更生法、民事再生法に基づき更生または更生手続きが終了していない場合。
暴力団体関係組織またはその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者や組織構成員である場合。）

6 撤退

(1) 出店者が店舗（道の駅三芳村鄙の里）から撤退する場合

- ① 出店者が撤退を希望する場合は、撤退する6ヶ月前までにお申し出ください。
- ② 撤退時には店舗を原状に回復していただきます。

7 参加申込書及び事業計画書の作成及び提出

応募を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

- (1) 提出期間 令和6年11月25日（月）～令和7年1月31日（金）
午前9時00分～午後5時00分
- (2) 提出方法 封筒に入れ封印し、持参又は郵送（一般書留、当日の消印有効）の方法によること。
なお、期限を過ぎて持参したものについては受付しない。
- (3) 提出書類 正本1部 副本7部
 - ①参加申込書（様式1～3）
 - ②事業計画書（様式4）
 - ③市税又は町税を滞納していないことを証する書類（個人事業主においては
住所地、法人においては本店又は主たる事務所地）
 - ④貸借対照表及び損益計算書（直近3ヵ年）
 - ⑤収益計画書（今後3年間の計画）※新規事業者の場合、①、②、③、⑤のみ提出
- (4) 提出場所 〒299-2416 南房総市川田82-2
道の駅三芳村鄙の里 あて
封筒表面に「参加申込書等在中」と朱書きにて記載すること。
※応募者から提出のあった事業計画書について、提案内容の漏えい、き損及びその取扱いに十分注意することとし、不採用となった事業計画書については、応募者の同意のもと返却又は破棄することとします。

8 お問い合わせ先

テナント募集に関する質問は、メールにてお寄せください。

道の駅三芳村鄙の里

電話 0470-36-4116

メールアドレス staff@hinanosato.jp

【参考】本事業で活用できる市補助金

- ・令和6年度南房総市ががんばる事業者支援事業補助金

(申請締切：令和6年12月26日(木)必着)

市ホームページ <https://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000020113.html>

《建物・設備支援メニュー》

- ・起業家支援事業

対象者：起業の日から3年を経過しない個人、法人（市内に本社、本店等の主たる事業所を有するまたは設置しようとする事業者）

補助金額：最大100万円

- ・市内進出支援事業

対象者：安房郡市外に本社等があり、市内に初めて事業所を設置する個人、法人

補助金額：最大200万円（3人以上の従業員を配置する場合）

最大100万円（配置する従業員が1人または2人未満の場合）

- ・新分野参入支援事業

対象者：市内に本社、本店等の主たる事業所を有する個人または法人

補助金額：最大100万円

★加算額（以下に該当する場合、上記に加算します）

市内の農水産物を活用する場合 +10万円

例：食用菜花、房州びわ、温州みかんなど

アワビ、サザエ、イセエビ、クジラなど

※詳しくは下記連絡先にお問合せください。

- ・お問い合わせ先

南房総市商工観光部商工課 商工振興係

電話 0470-33-1092